



呉市立小・中学校 共同事務センターだより

平成28年7月発行
第4号

担当 阿賀共同事務センター

今年も夏がやってきました。主に夏季における休暇についての紹介を
します。
休暇制度を上手に使い、暑さに負けず過ごしていきましょう！



県費負担職員

◆夏季における休暇等について

休暇等の種類（申請できる期間）	申請できる日数	処理簿
夏季休暇（7/1～9/30）	原則として連続する3日以内 【1日を単位とする】	特別休暇票
夏季厚生計画（7/1～9/30）	2日以内 【1日を単位とする】	職務専念義務免除承認票

◆特別休暇票・職務専念義務免除承認票の記入例

夏季休業中（勤務時間 8:15～16:45 休憩時間12:15～13:00の場合）

特別休暇票

◇夏季休暇

申 請 欄											
申請日		期 間						時 数		事 由	申請印
月	日	か	ら	ま	で	日	時	分	第 24 号		印
7	19	8	15	8	15	8	17	16	45	3	

職務専念義務免除承認票

◇夏季厚生計画

◇人間ドック等
（必要な時間）

◇健康診断等再検査
（1回のみ）

◇器官別検診

◇リフレッシュ厚生計画

申 請 欄											
申請日		期 間						時 数		事 由	申請印
月	日	か	ら	ま	で	日	時			印	
7	19	7	21	8	15	7	22	16	45		2
7	28	7	29	8	15	7	29	16	45	1	指定年齢検診 人間ドック
8	1	8	3	8	15	8	3	12	15	4	健康診断再検査
8	4	8	8	13	45	8	8	16	45	3	レディース検診
8	8	8	22	8	15	8	24	16	45	3	リフレッシュ厚生計画参加

対象者…4月1日現在 満40歳・満50歳の方 連続3日以内（休日をはさんでの分割は可能）
業務の都合により、該当年度に参加できなかった場合は、翌年度に限り参加することができます。

◆出張について

呉市教職員定期健康診断は、「出張」となります。
用務終了後に年休をとる場合

用務時間 13:30～15:30

年休 15:30～16:45

旅行命令簿 備考欄

用務開始時間 :
用務終了時間 15 : 30
その他
15:30～16:45
年休2時間取得



◆教員免許状更新講習について

教員免許状更新講習を受講する場合は、普通研修承認簿によって校長の承認を得て、受講後は研修報告書を提出しましょう。



◆海外旅行について

海外旅行をする場合は、旅行届を校長に提出しましょう。校長の3日を超える私用旅行は、国内旅行でも教育委員会へ旅行届の提出が必要です。

県費非常勤職員(勤務時間制)

1か月の勤務時間が116時間15分以上の任用、もしくは、1か月の勤務日数が20日以上非常勤講師は夏季休暇が取得できます。

市費支弁職員

◆特別休暇について

休暇等の種類 (請求できる期間)	請求できる日数	任用形態
夏季休暇 (7/1～9/30)	できるだけ連続する3日 1日又は30分を単位とする	正規職員, 再任用職員
自主研究休暇 (通年)	3日 1日又は30分を単位とする	正規職員, 再任用職員
	2日 1日又は30分を単位とする	学校業務嘱託, 非常勤職員(週28時間以上勤務するパート職員を含む)
ボランティア休暇 (通年)	3日 1日又は30分を単位とする	正規職員, 再任用職員

◆特別休暇票の記入例

(正規職員, 再任用職員, 非常勤職員 勤務時間 8:15～16:45 休憩時間12:15～13:00の場合)

(学校業務嘱託 勤務時間8:15～16:30 休憩時間12:00～13:00の場合)

	期 間	特 別 休 暇							理 由 欄	請求印
		療休	長療	産休 産補	生理	忌引	公傷	その他		
◇夏季休暇	→ 7月25日 時 分	3日							✓ 夏季休暇	印
	7月27日 時 分	時間								
◇自主研究休暇 (正規職員, 再任用職員の例)	→ 8月 1日 時 分	3日							✓ 自主研究休暇	印
	8月 3日 時 分	時間								
(学校業務嘱託の例)	→ 7月28日 8時 15分	日							✓ 自主研究休暇	印
	7月29日 16時 30分	15時間								
〔学校業務嘱託, 非常勤職員 の例(週28時間以上勤務 するパート 職員を含む)〕	→ 7月29日 8時 15分	日							✓ 自主研究休暇	印
		7月29日 9時 15分	1時間							

※学校業務嘱託が自主研究休暇を取得する場合、「使用できる日数」の1日は8時間とする



交通遮断休暇について



Q 年次有給休暇を使用した旅行中に台風が襲来したため、船舶、飛行機が欠航し年次有給休暇の期間を過ぎても勤務に就くことができない場合、その期間について本号の休暇を承認できるか。

A 本号の休暇は、住居から勤務公署における通勤途上において、風水震災火災その他の非常災害が発生し、現実に交通遮断の状態に陥って勤務することができない場合に承認できるものであり、年次有給休暇を利用した私的な旅行中に交通遮断に遭い、休暇期間を過ぎて勤務することができない場合についてまでも承認することはできない。